

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

少子化が加速するもと、若い世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりは大きな課題である。なかでも子どもの医療費の負担は子育て世代にとっては大きく、負担の軽減が急務である。

全国の都道府県で子ども医療費助成制度が拡大されており、昨年末現在で39都道府県が通院で就学前以上の助成を実施しているが、大阪府の制度は3歳未満と全国最低水準にとどまってきた。現在、府内の全市町村が独自制度で就学前以上を実施しており、人口の過半数を占める地域で中学校卒業まで実施している。厳しい財政状況のもと市町村の独自の努力で子どもの健康が守られていると言っても過言ではない。

「住んでいる所によってこれだけ医療費が違うのはおかしい」という声が多数上がっているのも当然で、府は来年度から制度の拡大を表明した。しかし、高額療養費一般低位基準を準用するとしており、実質的な所得基準の引き下げになり、自治体間の格差是正どころかますます広がりかねない。大阪府は責任をもって子育て支援策として、府民の切実な願いにこたえ、少子化に歯止めをかける立場からも、所得基準の引き下げを中止して、対象年齢の大幅な引き上げをおこなうべきである。

また、子どもをはじめとした福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は、市町村国保財政運営上の大きな支障となっている。

よって、大阪府は、下記の事項について速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 大阪府の乳幼児医療費助成制度の高額療養費一般低位基準の準用を行わず、子育て支援策として、子ども医療費助成を通院・入院とも引き上げること。
- 2 子どもをはじめとした福祉医療費助成制度への国民健康保険国庫負担金の減額を見直しするよう国に強く要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

泉大津市議会

送付先：大阪府知事